

第178回法制審議会における諮問第103号に関する御発言の概要

（岩間陽子委員）

刑事法上「少年」という言葉が定着しているが、一般の用法とは異なる。昨今、ジェンダーが問題になっているので、この際、「少年」という言葉が適切であるか検討してみてもよいのではないかと。また、「少年」とくくってしまうことで性別によって必要になる対応という視点が抜け落ちてしまうおそれがあるのではないかと。社会の受け入れ体制の点であると思うが、性別によって必要になるケアがあるのではないかと考えていただきたい。

（山根香織委員）

非行少年に対しては、教育のし直しこそ必要で、その機会の充実が求められると思う。少年法の目的や性格から考えても、単に選挙権等の年齢と合わせれば分かりやすいといったものではないと感じている。

これから議論が進むと思うが、勉強会の資料を見ると、少年院と少年刑務所とを併せたような新しい施設の創設も考えてはどうかという意見も出ており、検討の価値もあるのだろうと思う。そうすると、刑事法制の在り方全体の議論・検証ということにもなり、相当な量や年月を要する取組になると思うが、そのような深い議論が成果を上げればよりよいことになるとも思うので、年齢引下げありきではない丁寧で透明性を持った検討を進めてほしい。

国民には、少年法は少年を甘やかすものだといった誤解があり、どのような矯正、教育が行われているかについての理解は少ないと思っている。そのため、社会の受け皿も不十分で、再犯ということもあると思うので、是非全体を幅広くじっくり検討していただきたい。

（神津里季生委員）

少年法における「少年」の年齢を引き下げることについて検討する際は、単に公職選挙法や民法に連動させるということではなく、少年法の立法趣旨等に照らして個別に検討することが重要だと思う。引下げの必要性を根拠付ける現行法の課題について明らかにするとともに、引下げによる効果だけではなく、懸念される点等についても十分に議論する必要がある。現行法において、少年院出院者の再犯率は刑事施設出所者の再犯率と比べて低くなっているということから、現行法下における再犯防止に向けた処遇等は有効に機能していると考えられる。少年の上限年齢の引下げにより、18歳、19歳の者が保護処分の対象外となり、それによって再犯防止、改善更生がおろそかになるようでは元も子もないということではないかと思う。現状の20歳以上の者に対する再犯防止策の強化を視野に入れて具体的対策を講じることを前提とした検討を進めるべきだと思う。

(小杉礼子委員)

教育社会学という分野を専門にしており、その中でも、若者が学校を卒業してから職業的自立に至るプロセスを研究テーマにしている。研究の過程では、毎年のように若者の自立に至るプロセスについて実態調査を行ってきて、その中で若者が職業的自立に至るプロセスがどう変わってきたのかを見ているのだが、かつての卒業、就職、定着、結婚というプロセスが、かなり崩れてきており、多様になっていて、若い層が色々なことをしながら自立していくというように、自立プロセスが大きく変化している。こういう情勢を考えると、今回、少し幅広く若年という時期を捉えて、その全体に対してその特性に応じた矯正処遇を行うという考え方を出したのは大変意義があることであると思う。

(大塚浩之委員)

再犯対策の重要性について同感である。良好な治安を維持していくためには、再犯をいかに減らしていくかというのが一つの大きな鍵になると思う。その一方で、少年法における少年の上限年齢の引下げと再犯対策とはある面では相反する部分があり、これを両立させていくというのは非常に難しい部分があると思う。例えば、18歳、19歳の年長少年が軽微な罪を犯した場合に罰金刑で終わってしまい、その年長少年に対して更生を促す機会が与えられないというのは、再犯防止という観点からは好ましくないと思う。そのため、仮に少年法における少年の上限年齢を引き下げるにしても、18歳、19歳の若者たちにいかに更生の機会を確保するかについて重点的に議論すべきではないかと思う。

(木村良二委員)

個人的には現行法を維持するという考え方を持っているが、選挙権年齢や民法との関連、更には諸外国のすう勢など、18歳に引き下げるべきだという大きな流れも確かにあるのではないかと思う。しかし、引下げありきの議論ではないのだということを含後の議論の中でも十分勘案して、丁寧で慎重な議論をしていただきたい。

同時に検討されるべき刑事政策的な措置について、再犯防止を主とする様々な提言がなされていること自体は基本的に大変結構なことだと思うが、保護処分の拡大が実質的な保安処分への道を開くようなことになってはならず、その点への配慮も十分に、拙速にならないよう、飽くまでも慎重かつ丁寧に議論を進めていただきたい。

以上